

メルシャン株式会社

第三者委員会  
調査結果中間報告書

## 第三者委員会中間報告書

平成 22 年 8 月 12 日

メルシャン株式会社 殿

メルシャン株式会社第三者委員会  
委員長 赤 松 幸 夫  
委員 遠 藤 了  
委員 志 賀 剛 一

当委員会は、メルシャン株式会社水産飼料事業部(以下、同会社のことを「ME 社」、同事業部のことを単に「水産飼料事業部」という)における不適切な取引(以下、単に「不適切取引」という)に関して

同取引に関する ME 社社内調査委員会(以下、単に「社内調査委員会」という)の調査に対する指導・助言及び同調査結果の検証

同取引に関する全社的な内部統制上の原因の究明・再発防止策の検討並びに経営責任に関する提言等

上記 に関連しての独自調査

を目的として、本年 6 月 25 日に設置されたものである(当委員会としての最終報告書の提出は本年 8 月末を目途としている)が、この度、社内調査委員会から「社内調査報告書」が提出されたところ、当委員会において当該調査について検証した結果は下記のとおりである。

### 記

#### 1 当委員会の調査体制

当委員会による調査については、当委員会の下に委員長・委員 1 名を含む弁護士 10 名(うち 4 名は元検事)、公認会計士及びその補助者合計 8 名(委員 1 名を含む)の調査チーム(以下、同弁護士 10 名のことを「弁護士チーム」、公認会計士等 7 名のことを「会計士チーム」、全体を総称して「本調査チーム」という)を置き、所要の調査を行っている。

#### 2 当委員会による社内調査についての検証方法

当委員会による社内調査についての検証方法の概要は、本調査チームのうちの弁護士チームにおいて、社内調査委員会の各弁護士によるヒアリングの結果として作成された水産飼料事業部各関係者の陳述書を精査・検討するとともに同陳述書の内容と ME 社の不適切取引当時の各財務数値の推移等との比較等を行った。

また、会計士チームにおいては、主として企業会計・経理の観点から、社内調査委員会の行った不適切取引の調査の適切性並びに過年度決算数値の修正内容の妥当性を検証したものであるが、その方法の詳細は、別添「会計士チーム中間報告書」のとおりである。

#### 3 社内調査についての検証結果

上記 2 のとおりの検証を行った結果として、社内調査委員会による不適切取引の調査は適切なものであり、かつ、過年度決算数値の修正内容は妥当と認められる。

## 会計士チーム中間報告書

平成 22 年 8 月 12 日

メルシャン株式会社第三者委員会 殿

メルシャン株式会社第三者委員会  
委員 遠 藤 了

ME 社第三者委員会の会計士チームにおいて同会社社内調査委員会の行った不適切取引の調査の適切性並びに過年度決算数値の修正内容の妥当性を検証した結果は以下のとおりである。

本中間報告書においては、社内調査委員会から提出を受けた諸資料をもとに、社内調査委員会の調査の妥当性を検証している。

# 目次

---

<b>I</b>	<b>調査の概要</b> .....	<b>1</b>
1	調査の目的及び範囲.....	1
2	調査の内容.....	1
3	調査実施者の構成.....	2
(1)	調査委員.....	2
(2)	調査補助者.....	2
4	調査場所及び期間.....	2
<b>II</b>	<b>調査の結果</b> .....	<b>3</b>
1	社内調査委員会の調査の妥当性.....	3
(1)	調査体制.....	3
(2)	調査方法.....	5
(3)	調査期間.....	11
(4)	事実関係の検証方法.....	12
(5)	結論.....	12
2	決算修正数値の妥当性.....	13
(1)	決算修正に係る基本方針.....	13
(2)	決算修正の根拠との整合性.....	13
(1)	架空製造・架空仕入に対する支払額.....	13
(2)	架空売上・架空原材料有償支給による回収額.....	13
(3)	売上高の修正額.....	13
(4)	売上原価の修正額.....	13
(5)	棚卸資産評価損.....	14
(6)	売掛金残高に対する引当.....	14
(7)	潜在債務.....	14
(8)	販管費修正.....	14
(9)	前期損益修正損.....	14
(10)	減損損失.....	14
(11)	法人税等調整額.....	14
(3)	精算表.....	15
(4)	結論.....	16

# I 調査の概要

## 1 調査の目的及び範囲

当該調査結果中間報告が対象とする調査の目的は、以下のとおりである。

- ・ ME 社水産飼料事業における不適切な処理に関する社内調査委員会の調査の妥当性を検証する。
- ・ ME 社が当該不適切な処理の修正に基づき行った過年度決算数値の訂正内容の適切性を検証する。

当該中間報告においては、ME 社社内調査委員会の調査の検証及び過年度決算修正内容の検証に注力しており、水産飼料事業における不適切な処理が発生した原因及び改善策については、最終報告において述べることとする。

したがって、ME 社の内部統制に関する見解は、当該中間報告においては取り扱わないものとする。

## 2 調査の内容

第三者委員会として、今回、実施した調査の内容は、以下のとおりである。

#	調査の内容
	社内調査委員会の調査方法の妥当性の検証を行う < 主な手続 > 以下の事項について、社内調査委員会に対する質問、関係書類の閲覧 ・ 調査の体制、調査方法、調査期間について ・ 調査過程における事実関係の検証方法について ME 社が作成した決算修正数値の妥当性の検証を行う < 主な手続 > ・ ME 社による決算修正方針に関する質問 ・ ME 社が算定した、決算修正数値の根拠資料との突合 ・ ME 社の作成した決算書、組替仕訳表のレビュー

### 3 調査実施者の構成

#### (1) 調査委員

公認会計士 遠 藤 了

#### (2) 調査補助者

太陽 ASG 有限責任監査法人  
代表社員 公認会計士 泉 淳 一  
社 員 公認会計士 岩 崎 剛  
そ の 他 5名

### 4 調査場所及び期間

当該中間報告に係る調査場所は以下のとおりである。

会議出席：キリンホールディングス(株) 本社  
ME 社 本社  
赤松・米津総合法律事務所

資料閲覧・質問：  
ME 社 本社  
太陽 ASG 有限責任監査法人 東京事務所

また、当該中間報告に係る調査期間は以下のとおりである。

自 平成 22 年 7 月 1 日 至 平成 22 年 8 月 11 日

## II 調査の結果

### 1 社内調査委員会の調査の妥当性

#### (1) 調査体制

社内調査委員会は、外部専門家として長島・大野・常松法律事務所（以下、NO&T という。）及びプライスウォーターハウスクーパース株式会社（以下、PwC という。）のメンバーを中心に、ME 社代表取締役社長植木宏氏を責任者として構成されている。

ME 社内の社内調査委員会構成員は以下のとおりである。

委員長	植木	宏（代表取締役社長 CEO）
委員	横山	清（CSR・CC 推進部長）
	加藤	隆久（人事総務部長）
	田尻	慶幸（財務部長）
	松村	俊正（経営戦略部部長）
	加藤	公己（財務部部長）
	森	忠（経理センター長）
	蟹川	貞彦（八代工場次長）

NO&T チームは全て弁護士により構成されており、調査当初は 8 名（元検事 2 名、元公認会計士 1 名を含む）で構成され、その後 12 名に増員、最終的には 14 名の体制となった。

NO&T チームは以下のとおりである。

#### 【責任者】

石塚洋之  
清水啓子

#### 【調査統括】

埜 尚義（統括）、木内 敬（統括補佐）

#### 【ヒアリング担当】

12 名の弁護士により、各社内関係者及び社外関係者のヒアリングを担当。

#### 【各種循環取引の調査担当】

6 名の弁護士が中心となり、各種循環取引の調査を担当。各種循環取引の詳細については、社内調査委員会による報告書を参照されたい。

一方、PwC チームは以下のとおりである。

#### 【責任者】

原 誠一

【調査統括】

岸和田 剛（統括）、上野 俊介（統括補佐）

【電子メール及び電子ファイル調査】

調査統括を含み 9 名

【FTS 関連（調査データ抽出及び保全業務）】

2 名

【八代工場での業務関連帳票確認作業】

調査統括 1 名

1 名（E 養殖/C 卸売架空売上、先行売上、未記帳サンプル出荷）

1 名（架空材料仕入/払出）

2 名（A 製造架空仕入/D 養殖未出荷）

2 名（未記帳サンプル出荷（D 倉庫・A 製造）、F 運送架空運賃）

1 名（その他作業補助）

上記のとおり、社内調査委員会は ME 社外部の有識者（弁護士及び公認会計士）を中心に、相当数の人数により構成されており、その調査体制に問題はないものと考えられる。

## (2) 調査方法

社内調査委員会の調査方法は、主としてヒアリング並びに帳票等（証憑書類、契約書、電子データ、メール等）の精査によって行われている。

ヒアリング対象者、実施者、ヒアリング実施日等、主なヒアリングの実施状況は以下のとおりである。

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
従業員 1	ME 社水産飼料事業部	ME 社、NO&T	5 月 27 日 2.5h
		NO&T	6 月 4 日 2h
		NO&T	6 月 11 日 1.5h
		NO&T	7 月 15 日 3h
		NO&T	7 月 27 日 3h
		NO&T	7 月 28 日 2h
前事業部長丙氏	ME 社経営戦略部企画グループ	NO&T、PwC	5 月 27 日 2h
		NO&T、PwC	5 月 28 日 6h
		NO&T	6 月 11 日 6h
		NO&T	6 月 12 日 5.5h
		NO&T	6 月 23 日 3.5h
		NO&T	6 月 29 日 1h
		NO&T	7 月 7 日 3h
		NO&T	7 月 9 日 4h
		NO&T	7 月 13 日 5h
		NO&T	7 月 14 日 6h
		NO&T	7 月 15 日 8.5h
		NO&T	7 月 16 日 3h
		NO&T	7 月 17 日 6.5h

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
		NO&T	7 月 18 日 9.5h
		NO&T	7 月 19 日 10h
		NO&T	8 月 3 日 3h
		NO&T	8 月 4 日 5.5h
従業員 2	ME 社水産飼料事業部	NO&T	7 月 15 日 2.5h
		NO&T	7 月 16 日 2h
		NO&T	7 月 27 日 3h
		NO&T	7 月 28 日 2h
従業員 3	ME 社水産飼料事業部	NO&T	6 月 15 日 1h
従業員 4	ME 社水産飼料事業部	NO&T	6 月 2 日 1.5h
		NO&T	6 月 11 日 1h
従業員 5	ME 社水産飼料事業部	NO&T	6 月 2 日 4h
		NO&T	6 月 14 日 1.5h
		NO&T	6 月 15 日 0.5h
		NO&T	7 月 13 日 1h
		NO&T	7 月 15 日 3h
元事業部長甲氏	B 卸売出向等	NO&T	6 月 2 日 6.5h
		NO&T、PwC	6 月 3 日 2.5h
		NO&T	6 月 16 日 5.5h
		NO&T	6 月 23 日 1h
		NO&T、PwC	7 月 5 日 4h
		NO&T、PwC	7 月 6 日 3h
		NO&T	7 月 7 日 3h
		NO&T	7 月 8 日 2.5h
		NO&T	7 月 13 日 2h

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
		NO&T	7 月 15 日 2h
		NO&T	7 月 16 日 4h
		NO&T	7 月 17 日 5h
		NO&T	7 月 18 日 5.5h
		NO&T	7 月 19 日 8h
		NO&T	7 月 27 日 2h
		NO&T	7 月 28 日 4.5h
		NO&T	7 月 29 日 2.5h
		NO&T	7 月 30 日 5.5h
		NO&T	7 月 31 日 7.5h
		NO&T	8 月 4 日 3h
		NO&T	8 月 5 日 3.5h
		従業員 6	ME 社水産飼料事業部
前営業部長 丁氏	ME 社水産飼料事業部水産営業部長	ME 社、NO&T、PwC	5 月 26 日 7h
		NO&T、PwC	5 月 27 日 3h
		NO&T、PwC	6 月 3 日 3h
		NO&T	6 月 15 日 10h
		NO&T	6 月 16 日 2h
		NO&T	6 月 21 日～30 日の中で複数回
		NO&T	7 月 5 日 1h
		NO&T	7 月 6 日 4.5h
		NO&T	7 月 7 日 4.5h
		NO&T	7 月 9 日 1.5h
		NO&T	7 月 12 日 6.5h
		NO&T	7 月 13 日 2h

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
		NO&T	7 月 14 日 3.5h
		NO&T	7 月 15 日 3.5h
		NO&T	7 月 16 日 8h
		NO&T	7 月 17 日 6.5h
		NO&T	7 月 18 日 5.5h
		NO&T	7 月 19 日 4.5h
		NO&T	7 月 26 日 2h
		NO&T	7 月 29 日 2h
		NO&T	7 月 30 日 2h
		NO&T	8 月 3 日 5.5h
		NO&T	8 月 4 日 2.5h
従業員 7	ME 社水産飼料事業部	NO&T、PwC	7 月 1 日 1h
従業員 8	J 社出向	ME 社、NO&T	6 月 24 日 1h
		ME 社、NO&T	6 月 25 日 1h
		NO&T	7 月 2 日 1h
		NO&T	7 月 15 日 2h
		NO&T	7 月 16 日 1.5h
従業員 9	ME 社水産飼料事業部	NO&T	7 月 3 日 1h
従業員 10	A 製造出向	ME 社、NO&T、PwC	5 月 27 日 3.5h
		NO&T	6 月 3 日 3.5h
		NO&T	7 月 16 日 2h
		NO&T	7 月 17 日 2.5h
		NO&T	7 月 18 日 2h
		NO&T	7 月 28 日 2.5h
		NO&T	7 月 30 日 1h

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
前製造部長乙氏	ME 社八代工場飼料製造部長等	ME 社、NO&T、PwC	5 月 26 日 7.5h
		NO&T、PwC	5 月 27 日 4h
		NO&T、PwC	6 月 3 日 2h
		NO&T	6 月 14 日 2.5h
		NO&T	6 月 30 日 5h
		NO&T	7 月 1 日 4h
		NO&T	7 月 2 日 4h
		NO&T	7 月 5 日 3.5h
		NO&T	7 月 13 日 1h
		NO&T	7 月 14 日 7.5h
		NO&T	7 月 15 日 6.5h
		NO&T	7 月 16 日 7.5h
		NO&T	7 月 17 日 8h
		NO&T	7 月 18 日 7.5h
		NO&T	7 月 19 日 5.5h
		従業員 11	ME 社水産飼料事業部
NO&T	7 月 14 日 1.5h		
従業員 12	ME 社水産飼料事業部	ME 社、NO&T	5 月 27 日 2.5h
		NO&T	6 月 4 日 1h
		NO&T	6 月 25 日 3h
		NO&T	7 月 7 日 0.5h
		NO&T	7 月 8 日 4.5h
		NO&T	7 月 26 日 4h

ME 社従業員			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
		NO&T	7 月 27 日 2.5h
		NO&T	7 月 28 日 4.5h
		NO&T	7 月 29 日 7h
		NO&T	7 月 30 日 2.5h

ME 社従業員以外			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者氏名	聴取日 / 聴取時間
社外 1	A 製造社長	ME 社、NO&T、PwC	5 月 27 日 1.5h
社外 2	B 卸売社長	NO&T	6 月 24 日 3h
社外 3	B 卸売業務部長		
社外 4	E 養殖社長	ME 社、NO&T、PwC	6 月 8 日 1h
		ME 社、NO&T	7 月 8 日 2h
		NO&T	8 月 6 日 2h
社外 5	H 養殖社長	NO&T	6 月 14 日 2.5h
社外 6	F 運送社長	ME 社、NO&T、PwC	6 月 7 日 4h
社外 7	A 製造元専務	NO&T、PwC	6 月 11 日 2.5h
社外 8	H 養殖元社長	NO&T、PwC	6 月 21 日 2.5h
社外 9	J 社従業員	NO&T	7 月 2 日 1h
社外 10	D 養殖専務	ME 社、NO&T、PwC	6 月 4 日 2h
		ME 社、NO&T	7 月 9 日 4h
		ME 社、NO&T	7 月 21 日 3h
a 氏	A 製造工場長	NO&T、PwC	5 月 26 日 7h
		ME 社、NO&T、PwC	5 月 27 日 5h
		NO&T、PwC	6 月 2 日 7.5h
		NO&T	6 月 8 日 3.5h

ME 社従業員以外			
聴取対象者氏名	聴取対象者の所属（平成 20 年 5 月 26 日時点）	聴取者の所属	聴取日 / 聴取時間
		NO&T	6 月 16 日 4h
		ME 社、NO&T	6 月 30 日 1h
		ME 社、NO&T	7 月 1 日 2.5h
		NO&T	7 月 9 日 3.5h
社外 11	I 商社会長	NO&T、PwC	6 月 7 日 2h
c 氏	C 卸売	NO&T、PwC	6 月 17 日 3h
		NO&T	7 月 29 日 2h

また、精査の対象となった資料は、取締役会議事録、監査役会議事録、内部監査報告書、会計監査人の期末監査実施報告書、経営戦略会議議事録、契約書、稟議書、決裁書、調査対象者のパソコン内のデータ・電子メール、携帯電話の電子メール等である。

不適切な取引に直接的に係る主な証憑書類としては、以下を対象として調査を実施している。

- ・ A 製造による架空・実製造管理資料、A 製造の袋詰出来高報告書（製造記録）
- ・ F 運送出荷記録、運送費請求明細、A 製造出荷記録、社内デポ間出庫記録
- ・ 取引先からの納品書
- ・ 社内関係者及び A 製造における管理資料（未記帳出荷、循環取引等）
- ・ 取引先の出荷記録（鮮魚取引）

### (3) 調査期間

社内調査委員会設置（平成 22 年 5 月 21 日）以降、前述のとおり、ME 社内・社外関係者のヒアリングとともに、証憑書類等の精査及び電子データ（電子メールを含む）の精査等を行っている。詳細については、以下のとおりである。

平成 22 年 5 月 26 日から 7 月 17 日の期間にわたり、PwC チームにおいて、ME 社八代工場での業務関連帳票の確認作業を実施した。

NO&T チームが中心となり、調査開始後約 1 ヶ月間は、ME 社水産飼料事業部、A 製造、D 養殖等が関与した売掛金回収目的の架空製造・架空販売の解明を行いつつ、幅広く、その他の架空・不正取引を抽出するためのヒアリング等を行った。

同年 6 月 7 日から同月 25 日までの期間にわたり、社内の主要関係者の電子メール及び電子ファイルを調査した。

NO&T チームが中心となり、PwC の調査担当チームと連絡を取りながら、同年 6 月中・下旬ころから、上記 の作業と並行して、決算訂正に影響を及ぼす可能性のある架空・不正取引の抽出・特定作業及び各種循環取引の解明に力点を置いたヒアリング等を行った。

NO&T チームにおいて、7 月第 2 週から、上記 の作業と並行して、上記 で特定した決算訂正に影響を及ぼす可能性の高い架空・不正取引の更なる解明及び陳述書の作成に向けたヒアリング等を行った。

NO&T チームにおいて、7 月第 3 週から、陳述書作成を目的とするヒアリングを、主要な社内関係者（元事業部長甲氏、前製造部長乙氏、前事業部長丙氏及び前営業部長丁氏）及び社外関係者に対して実施し、その陳述書を作成した。

上記のとおり、相当人数の社外有識者により、2 ヶ月以上の期間を掛けて社内調査は行われており、その適切性及び十分性には問題はないものと思慮する。

#### (4) 事実関係の検証方法

社内調査委員会は、主体的関与者（元事業部長甲氏、前製造部長乙氏、前事業部長丙氏、前営業部長丁氏及び a 氏）に加え、他の社内関係者（事業部、営業部及び製造部等における主体的関与者の部下等）、社外関係者のヒアリングを実施し、各供述から、決算訂正に影響を及ぼす可能性のある架空・不正取引を抽出している。

抽出された各種架空・不正取引の網羅性の有無を確認するため、また、当該各種架空・不正取引が過不足なく決算訂正へ反映することになるか否かの確認をするため、手法・観点を異にする NO&T 及び PwC の調査結果（修正仕訳の原因となる各種架空・不正取引の特定結果等）の照合作業のため、多数回にわたって打ち合わせを行った。

したがって、ME 社内外の直接的及び間接的な関係者の複数の供述をもとに、不適切な取引についての検証作業は行われており、NO&T 及び PwC の異なるアプローチからの検証結果の擦り合わせに基づいて、事実関係について検証は行われている。

また、資産の実在性を確認するために、平成 22 年 5 月末時点における棚卸資産の全件実査と売掛金の残高確認を行っている。

よって、社内調査委員会における事実関係の検証方法について、問題はないものと思慮する。

#### (5) 結論

第三者委員会独自の手続として、ME 社及び同社の国内連結子会社の社内関係者を対象に、以下のとおり不正の存在に関するアンケート調査を実施した。当該アンケート調査は、社内調査委員会による調査の十分性・網羅性を検証することを目的として実施したものである。

アンケート対象人数	回答者数	回答率
1163 名	682 名	58.6%

上記アンケートを含めた、上述の調査の結果、ME 社内における他の不適切な処理の存在を示唆する回答はなく、社内調査委員会の調査活動は、十分かつ適切に実行されたものと思慮する。

## 2 決算修正数値の妥当性

### (1) 決算修正に係る基本方針

ME 社による決算修正に係る基本方針としては、2005 年度決算期以降を過年度決算訂正の範囲とし、決算訂正を行うにあたり、訂正に足る根拠と訂正数字の確認ができる場合は各決算期において訂正するが、2004 年度以前の訂正による影響は 2005 年度の過年度損益修正損失に反映するものとしている。

修正仕訳を閲覧することにより、会計上の見積りを含む決算修正の範囲に係る社内調査委員会の基本方針は妥当であることを確かめた。

### (2) 決算修正の根拠との整合性

ME 社によって、以下の決算修正がなされている。各決算修正に関する財務数値と根拠資料との整合性は以下のとおりである。

#### (1) 架空製造・架空仕入に対する支払額

架空仕入に対して支払を行った金額であり、大部分は A 製造の架空製造に対する支払いからなる。架空原材料仕入や架空循環取引によって還流した買戻しの仕入も含まれる。

架空製造については、A 製造の出来高報告書によって確認した実製造数量に基づき、特定された差異が修正されている。

#### (2) 架空売上・架空原材料有償支給による回収額

架空売上や原材料の架空払出に対して回収した金額であり、D 養殖、E 養殖、F 運送、C 卸売への架空売上に対する入金が含まれる。また、他の循環取引による架空売上で回収した金額も含まれる。

物流記録、出荷記録等により、訂正対象の売上や払出記録を特定した上で、該当する売掛金、未収入金による回収額を確認して訂正が行われている。

#### (3) 売上高の修正額

架空売上の取消しによる損失額。B 卸売に対する売上計上時期の訂正による影響も含まれる。

D 養殖、E 養殖、F 運送（C 卸売による帳合取引を含む）への売上は、改竄もしくは不正に作成された証憑が多数発見されたため、ME 社の証憑に基づいて修正を行うことが困難であると判断し、売上をいったん全て取り消したうえで、外部証憑である F 運送の「F 運送業務日報」「F 運送庫配記録」に基づいて売上の再計上を行っている。

また、個別の循環取引等で特定された架空売上は取消し、未計上であった出荷に対しては売上計上を行なった。

#### (4) 売上原価の修正額

上記(3)売上高の修正額に見合う売上原価の修正額及び未計上であった無償サンプル提供に関する売上原価計上額。従前、棚卸資産に配賦されていた原価差額について、その配賦計算を見直したことによる売上原価修正額も含まれる。

「デポ移動（移入移出報告書）入力シート」「入在庫管理帳票」に基づき、未記帳のサンプル出荷と判断されたものについて、売上原価を計上している。

(5) 棚卸資産評価損

平成 22 年 5 月末に実施した棚卸資産の調査において判明した実在する棚卸資産の帳簿価額と正味売却価額の差額について、平成 21 年度の棚卸資産評価の会計基準変更時に遡って計上している。

(6) 売掛金残高に対する引当

架空売上を行った取引先の売掛金残高に関して回収可能性を検討し、発生時において貸倒引当金を計上したものを。

取引先の回収可能性に応じた貸倒引当金を設定している。

(7) 潜在債務

架空売上の結果、架空原材料・商品を購入した Bbb 社、J 社から該当分を買い戻す必要があると考えられる金額。

債務保証契約や取引事実・根拠がないものを除き、買取請求を受けた債務を計上している。

(8) 販管費修正

F 運送に対して支払った運賃の費用項目の訂正に伴う修正。

「内部保管運賃明細」「実際配送請求書」に基づき、実態のない配送に基づいて請求された運賃は取消し、F 運送が負担していた保管料や実績があったにもかかわらず未請求だった運賃を再計上している。

(9) 前期損益修正損

平成 16 年度に認識された架空原材料仕入れの訂正の影響を反映したものを。

(1) から (8) までの項目のうち、原因が平成 16 年以前に発生している項目を、前期損益修正項目として処理している。

(10) 減損損失

平成 22 年第 2 四半期において実施予定の水産飼料事業部の固定資産に係る減損処理を平成 20 年の年度決算で実施している。また、平成 21 年に計上した固定資産の除却損を、平成 20 年の減損損失へと振り替えている。

(11) 法人税等調整額

監査委員会報告第 66 号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」に基づいて、繰延税金資産の回収可能性を再検討し、平成 19 年に繰延税金資産の取崩しを行っている。

平成 17 年及び平成 18 年については、(1) から (10) までの決算修正により一時差異の解消スケジュールに変更が生じているが、当該変更による影響は大きくないため、スケジュールリングの変更に伴う修正は実施していない。

過年度決算訂正による損益影響額（単位：百万円/プラスが損失）

内訳	平成 17年 年度	平成 18年 年度	平成 19年 年度	平成 20年 年度	平成 21年 年度	平成 22 年度		合計
						第 1 四半期	第 2 四半期	
(1) 架空製造・架空仕入に対する支払額	226	129	30	1,625	3,747	1,261	752	7,769
(2) 架空の売上・原材料有償支給による回収額	-218	-106	23	-908	-2,917	-884	-187	-5,197
(3) 売上高の修正額		233	271	1,912	2,743	677	-256	5,579
(4) 売上原価の修正額	8	-53	-159	-781	-1,623	-466	146	-2,930
(5) 棚卸資産評価損					356			356
(6) 売掛金残高に対する引当				184	213		18	415
(7) 潜在債務							314	314
(8) 販管費修正				-24	-16	13	7	-21
(9) 前期損益修正損	194							194
合計	210	202	165	2,007	2,502	600	793	6,479
(10) 減損損失				734	-314			420
(11) 法人税等調整額			1,917	-706	-42	282		1,452
訂正損益合計	210	202	2,082	2,035	2,146	882	793	8,351

### (3) 精算表

上記(1)で示した方針の下、(2)で示した決算修正事項が、修正仕訳として精算表に全て反映されていることを確認した。各年次別の連結通期決算に与える影響は以下のとおりである。(貸方金額はマイナス表記)

【連結】通期決算に与える影響（単位：百万円）

	平成 17年 年度	平成 18年 年度	平成 19年 年度	平成 20年 年度	平成 21年 年度	平成 22 年度		合計
						第 1 四半期	第 2 四半期	
売上高	-	-233	-271	-1,912	-2,743	-677	256	-5,579
営業利益	-8	-198	-112	-1,973	-2,143	-597	-480	-5,510
経常利益	-8	-198	-112	-1,973	-2,143	-597	-480	-5,510
当期利益	-210	-202	-2,082	-2,035	-2,146	-882	-793	-8,351
純資産	-210	-412	-2,494	-4,529	-6,716	-7,594	-8,387	
総資産	-200	-407	-2,046	-4,095	-6,551	-7,609	-7,506	

#### (4) 結論

上記調査の結果、以下の点が確認された。

決算修正の範囲、会計処理を実施するに足る合理的な証拠、修正によって過去における会計上の見積りの変更及び変更後の見積りの合理性、修正の実施に係る社内調査委員会の基本方針は妥当である。

ME 社によって実施された決算修正に係る財務数値は、根拠証憑との整合性が図られている。

決算修正数値は、修正仕訳として網羅的に精算表へ反映されている。

従って、ME 社の決算修正作業は適切に行われており、修正後の決算数値については妥当なものであると思慮する。

以 上